

新宗教弾圧の法社会学的考察

—日本ファシズムとナチズムの比較—

池

田

昭

(和歌山大学)

ご紹介いただきました池田でございます。若干おことわりしておきます。まずタイトルについてでございますが、私は、法学が専門ではなくて宗教学を専門にいたしておりますので、タイトルを本来であるならば「新宗教弾圧の宗教社会学的考察」というようにしたいところであつたのでございます。けれども、ここは宗教学会でございますので、どうもそれでは座りが悪いんではないかということで、「新宗教弾圧の法社会学的考察」という題にした訳でございます。その点ご了承いただきたいと思ひます。それから第二番めに内容について、四つばかりおことわりをしておきたいと思ひます。一つは、ナチズムに関してでございますが、法の施行の管轄というものが非常にコンブリケートになっていきますので、ここでは国家治安省、ゲシュタポとかの資料に限定し、各州毎に出した「命令と法律」などの条例は除くことにさせていただきますと思ひます。それから二つとしては、時代的には、資料上、ナチズムに関しては、ヒットラーが政権をとつた昭和八年(一九三三)から昭和十四年(一九三九)までに限定させていただきますと思ひます。日本ファシズムの場合には、後述することから理解いただけると思ひますが、明治五年(一

八七二)から昭和十二年(一九三七)という時期に限定させていただきたいと思ひます。それから三つに権力をここでは次のように限定しておきたい。レジメにも書いておきましたように、権力体系の担い手は、法の執行や審判の世界にとどめても、警察、それから、裁判所の判事、検事の三者から大きくなっているかと思ひますが、ここでは、とくに法の執行者の、思想警察としての特高警察、つまり特高、政治警察ないしはゲシュタポというわずかな担い手、しかもその幹部に限定させていただきたいと思ひます。四つに、こういう権力の担い手達が宗教一般についてどうであったかということではなくて、日本で言えば、新宗教、ドイツで言えばセクテ、これらの宗教集団に対してどうであったのかということに限定させていただきたいと思ひます。

それでは、大きく分けて二つの課題を論じてみたいと思ひます。第一は、日本ファシズムの特高とナチズムの政治警察もしくはゲシュタポの新宗教、ないしはセクテに対する弾圧の事実と適用した法、これらについて比較法社会学的に比較検討してみようと思ひます。

それから第二は、こういう法を適用する場合に、彼らのイデオロギーや思想があるかと思ひます。そういったものを比較検討してみようと思ひます。

これらの課題をとりあげるまえに、資料と歴史的脈絡について若干述べてみますと、まず知識社会学的な考察をすべき一つの問題かと思うのですが、ドイツの場合は、はっきりとした弾圧の体系的な基本方針を記した文書が残されておりました、そこから権力がそれを適用したり一定の考え方を部下に告知するというシステムが知り得るのですが、日本の場合には、「特高月報」の「社会運動の状況」には体系的に弾圧の方針は述べられていないのです。幸いなことに、当時の宗教係の方が健在でございまして、その方に何べんも会ったり、あるいは電話でその事情を聞いてみますと、非常に驚いたことは、内務省で一定の方針を出した場合、議事録にとどめることもなく、さらに、それを下部

の各府県庁の特高に伝える場合に、文書で指令したのかというと、それは極秘というところで、秘密がもれては困るということから、各県の特高課長が、本省に來た時、口頭で内命を与えたというような始末でございまして、文書が残されていません。それで日本の特高の人達の考え方というものを、明確にできないことが、私たちの研究の難しさとなつていますが、こうした日本の内務官僚の一つの考え方そのものが、知識社会的にも問題となるのではないかと、そんなことを痛感すると同時に、資料上限界のあることをおことわりしておきたいと思つています。

さらに、宗教学ないしは宗教社会学のレベルで簡単にナチズムの場合と日本ファシズムの場合の信教の自由に関する歴史的流れ、脈絡を述べておきたいと思つています。

ナチズムの場合ですが、ドイツでは大正八年(一九一九)にワイマール憲法が施行され、信教の自由というものが確立される訳です。ナチズムが政権を獲得しました昭和八年(一九三三)の一月三十日以後におきましても、キリスト教会の勢力の強いことも関連して、宗教政策上このワイマール憲法の信教の自由の条項はそのまま残されていたということですから、そういうことがありまして、私たちが日本の信教の自由を考える場合とかなり相違したナチズムの宗教政策が行われます。こうした憲法のもとに福音教会、いわゆるエバンゲリシエキルヒエ、それとカトリシエキルヒエのみが公法上の団体として認められておつた訳です。その上、財産も保証すること、しかも国家の補助金も与えること、そして教会税の徴収権まで与えられていた訳です。さらに職員などにも官吏類似の地位が付与されていたことです。けれども、権力は彼らにこれだけの援助、特権を与えると同時に逆に政治活動を禁止し、要するに宗教の領域においてのみ活動していくことを要請し、監督をしていった訳です。さらに、とくにカトリシエキルヒエに例の有名なローマ法皇とのコンコルダトというもので、特別の条約を締結する訳です。そのことによつて、誰を役員にするか、教職者にするかという教会人事にナチ権力が関与していく、そういうわくの中で彼らは信教の自由を認

められておったということです。したがって実質上かなり信教の自由が制限されていたわけです。それに対してセクテは憲法上の信教の自由、それから民法上の規程で団体の地位を保障されているだけで、いつでも弾圧可能な状態におかれ、かなりキルヒェとゼクテの間にはナチズムの宗教政策においては大きな違いがあります。ところで日本の場合はどうであったかと申しますと、皆さんご存知だと思いますが、ナチズムと違ひまして日本の宗教はワイマール憲法のような民主的な憲法ではなく、むしろ絶対主義的な体制での帝国憲法のもとにおかれておった訳です。これがナチズムとの大きな違いかと思うんです。さらに、宗教勢力は、織田政権以来、政治権力のもとに従属していたこともあって、いとも容易に権力は、明治以降自己のイデオロギーと同一である神社神道に対して、国家神道化をしていった訳であります。幣帛料とか神職の身分などそういったものを保障する、また税ももちろんとらないというような特権を与えて一種の聖域を作っていきます。それに対して神道十三派、仏教、キリスト教などに対しては税というものをなくするという特権は与えられますが、神社神道とは相違し特別の保護は与えられない。新宗教、つまり当時であれば類似宗教と言われておったものですが、これに対しては全然保護が与えられないということです。すなわち神社神道以外の諸宗教は、ドイツのセクテと同様にいつでも弾圧可能な状態におかれていたのです。

それでは、第一に、今言いましたような日本ファシズムとナチズムの信教の自由をめぐる歴史的脈絡を前提としながら、両者がいかなる弾圧をし、しかもどんな法によって行っていたのか、この課題を述べてみたいと思います。

まず最初に共通点を述べさせていただきます。第一番目は、いわゆる弾圧の事実が、同じであったということです。言論、出版、集会、結社、身体の自由の剝奪、さらに土地、建物の撤去がなされます。その典型は日本では大本教の弾圧です。徹底した弾圧を行なっていく。このことを少し具体的にあげてはめた法に即して申し上げますと、日本ファシズムの場合、特に大本教の例をみますと、明治五年（一八七二）大蔵省達示百十八号、これで神殿な

どの建物破壊・撤去をし、処断をしいった訳です——大本教は宗教法人として認可されていなかった事情があります——。それから明治十三年(一八八〇)太政官布告に始まる不敬罪を適用している訳ですが、これは私の理解では思想集団を構成しているところの人や個々の思想家を拘束するためのものであるかと思うのです。それから明治三十三年(一九〇〇)につくられた治安警察法、これですべての結社の禁止、あるいは集会の禁止というを行っていたもので、非常に恐るべき法律がすでに明治三十三年(一九〇〇)に出来上っています。この法によって結社、集会の禁止がなされています。さらに大正十四年(一九二五)の治安維持法、これは、私の観点からいいますと、不敬罪と並んで思想人を拘束する法ではなかったかと思う訳です。これは、不敬罪よりも拘束期間が長かったので、日本ファシズムの場合は今言ったような諸法律に基づきまして集団の結合や集会の禁止、集団の成員と個人の拘束さらに建物の破壊・撤去をしています。ただ土地は、私有財産保護という憲法上の規定があり、没収が出来なかったため、非合法に特高の威圧のもとに売らせてしまうことをする訳です。また、新聞紙法、出版法もあてはめて言論を抑圧する。ナチズムの場合には昭和八年(一九三三)の一月三十日に政権を獲得し、それから、今日では常識になっておりますが、翌月の二月二十七日の国会焼打ちという謀略をしまして、翌日すぐに共産主義者から「民族と国家を守るための大統領命令」という、いわゆる共産主義者を弾圧するという名目で弾圧命令を発する訳です。その第一条をお読みいただければわかりますが、我々が今日獲得している民主的な憲法下の基本的人権というものをみんな奪う条項は設定されています。それから次に、財産の没収まではっきり規定されています。これらが新宗教にあてはめられております。そういう訳で弾圧というのは、ナチズムの場合も日本ファシズムの場合も、まず集団の主体、すなわち集団の結合をチェックしていく、それから人を集まることをさせない、個人を物理的強制力によって拘束し、口封じもしていくことをし、次に集団の客体の要件だと思いますが、建物であるとか土地であるとかそういうものも

没収してしまう、もしくは放棄せしめてしまう訳なんです。こういうことが共通している重要なことかと思われれます。第二番めには信教の自由が憲法ではどちらでも謳われていますが、それが制限付であったということです。皆様も御存知のことですが、日本では明治二十三年（一八九〇）の帝国憲法の第二十八条で信教の自由を有するとあるのですが、「安寧秩序ヲ妨ケス、臣民タルノ義務ニ背カサル限り」という制限が入っていたということです。ナチズムの場合もそうなんです。先ほどワイマル憲法はそのままにしておかれたと言いましたが、これは永くは続きません。政権を獲得した年、昭和八年（一九三三）末には、「党と国家との統一を確保するための法律」が成立し、党の考え方は国家権力の考え方と同じであるということが、これで基本的に定められます。それでは、ナチス綱領の中で信教の自由はどういうふうに謳われているかと申しますと、第二十四条なんです。国家の存立を危くせずまたゲルマン人種の慣習及び倫理感情に反せざる限りというように、「限り」がついておりまして、こういうわけで、両者とも信教の自由ということ謳っておりまして、それには制限があったということが一つの重要な共通点ではないかと思ふ訳です。

第三番目に弾圧法の内容が非常に漠然としていて、権力の恣意によって法の適用が可能であったということです。ナチズムの場合においては、ナチス綱領をみただければわかるように、国家の存立とはどの程度のことを意味するのか、またゲルマン人種の慣習だとか倫理感情だとかこういうものをどういうふうに規定していくかむづかしく、これらは非常に漠然としたあいまいな観念であったのです。それから同年五月十九日に発令した「国民的シンボルを守るための法律」第一条で、ドイツの歴史国家とドイツにおける国民的賞賛のシンボルの尊厳の感情を傷つけるに相当するものを公的に用いることが禁じられています。ここでもおわかりのようにドイツの歴史国家とか国民的賞賛のシンボルの尊厳の感情とか、これらはどういふ内容なのか、そもそも感情は一義的に規定できないものですが、その

ような漠然とした概念を使っているということです。日本ファシズムの場合もご存知だと思いますが、安寧秩序だとか国民の義務だとか、これらは具体的にどういふことを言うのかそういう限定もない。それから、それらを強いて基礎付けるいわゆる憲法第三条の天皇は神聖にして侵すべからず、という規定があります。神聖とはどういうことか、これも非常に概念的にあいまいであったことです。さらに第四番めに考えられることなのですが、法の内容の重要なこととしまして、いわゆるナショナリズムということが強くあるということです。ナチズムの場合には「国民的シンボルを守るための法律」で、ドイツの歴史国家、あるいは国民的賞賛という言葉が使われております。日本ファシズムの場合には、憲法で日本国家に特有な、万世一系の天皇が統治するという規定があり、いづれもナショナリズムに基づいた概念が用いられている訳です。

それでは、次に相違点にふれますと、まず第一に弾圧の諸法の制定期間は、ナチズムの場合では、権力を掌握してから僅か一年間であったことです。この期間に弾圧の諸法律を出し、その法律に基づいて独裁的な体制にもっていったことです。それに対して日本の場合には、大本教にかんし最初にあてはめた神殿の建物を壊す場合に適用した法令を考えてみますと、明治五年(一八七二)の、明治早々の法令から大正十四年(一九二五)の治安維持法——その改正が昭和三年(一九二八)それから昭和十六年(一九四一)と変わっていくことはおわかりかと思いますが——までもかく非常に長い期間に亘って、約五十年間かと思えますが、その間にでき上った法律でもって処理しているという事です。この相違は政治的あるいは社会的バックグラウンドの違いによるものと思えます。簡単に申し上げますと、さきほど少し申しあげましたが、ドイツの場合には、民主的なワイマル憲法とそれに基づいた体制があり、それと異質のナチズムは一つの政党として政治権力を握り、いわゆる下からのファシズムという形をとり、新しい体制を確立せねばならなかったことにあると思われまます。それに対して日本のファシズムの場合は、民主的な憲法ではな

く、明治から敗戦まで絶対主義的な帝国憲法のもとで、政治権力が状況の変化に伴って徐々に日本ファシズムへ変化した。いわば、よく言われている下からのものではなくて上から徐々にファシズム化したということで、制定期間に幅ができたのではないかと思う訳です。その次に、第二番めの相違点を申しますと、弾圧のための法律が、ナチズムの場合にはシステマティックにできておる訳です。二月二十八日の「民族と国家を守るための大統領命令」これでもって弾圧の諸項目というものがすべて満たされているということです。それに対して日本のファシズムの場合には、非常に非体系的な形をとっている訳です。たとえば「大本教」の他に、「ひとのみち」「天理ほんみち」などについてもいろいろ聞き合わしたりしてわかったんですが、私有財産の保護が定められている関係上、いわゆる土地を没収する法律がない訳です。なければどうしたかという点、特高が非法的におまえたちは不敬罪という大逆罪をおかしたんだ。だからもう、宗教活動をする土地がなくてもよいではないかといって、無理矢理にハンを押させて売らせるといような形をとっていた訳なんです。どうしてこのような非体系的な法しかなかったかという点、日本の法の成立事情と関連するかと思いますが、その時その時で現実に対処する法律を作っていることです。たとえば、大本教の建物を破壊する場合の大蔵省達示というものは、徴税のための土地政策のために許可なく祠を建てはいけないとしてあるんです。大本教の神殿を破壊するのにこの大蔵省の達示を適用したさいの事情について今生存しておられる方が直接、私から問うのでなくて、積極的に私に言ってくれたんですが、議論が対立したんだそうで、この達示で建物を壊わすのは無理ではないか、そうした法適用の妥当性にかんする積極的な意見と、大本教憎くして徹底的に弾圧しなくちゃいかんという現実処理の必要の上でどんな法律でもいいんじゃないか、適用出来そうな、それに近い法律であればよろしいんじゃないかという意見と、二つの意見による議論があつて、結局徹底的に弾圧しなくちゃいかんという現実処理のための功利主義の立場から、後者の意見が勝つてこの達示をあてはめたということを聞いており

ます。これなどは、全く日本の法律というものが、その時々々の必要性に合わせて作ってあるために、いざファシズムのように権力統合を一元化する体制になったときに、合法的に法をあてはめようとする、色々矛盾が生じてきたことを物語っています。それと関連しまして第三番めなんですけど、今少しふれましたが、法の適用のし方に関してナチズムは合法的にやることです。さすがは法の国ドイツという感じがする訳でございます。それに対して日本ファシズムの場合は、先ほどお話ししましたように非法に時の力で時の流れで特高の威圧のもとで土地を売却させるという弾圧を行う訳です。民衆の中にも時の動きで、自分たちの意見や主張の前提と違ったことを矛盾を感ずることもなく主張していく動きがありますけど、これはなにも民衆の運動だけではなくて権力自体にもあるということをつくづく感じる訳です。ナチズムと日本ファシズムの法の適用のし方から、ナチズムの場合は正々堂々と信教の自由を奪うという悪いことを合法的にやる。日本の場合は、法がなくても非法に悪いことをやるのです。第四番めに信教の自由の制約の内容ですが、違いがはっきりしていることは、ナチズムの場合には、宗教性をもった言葉が全然ないという事です。非宗教性なんです。これは恐らく日本とは相違し、キリスト教会の諸勢力の強さのため、信教の自由条項をもつワイマール憲法を踏襲するというたてまえをとっていた関係上、宗教にふれて、これを侵害する言葉が全然入っていない。倫理感情だとか慣習だとか、国民的シンボルの尊厳の感情だとか、そういうレベルにとどめていたのです。

—これは今後民主憲法体制のもとで憲法改正だとか、いろいろな違憲訴訟問題が出て来たときの前例になるんじゃないか、一つの重要な事柄じゃないかと考えている訳です。—それから日本ファシズムの場合は、それに反して、絶対主義的体制の信教の自由条項に、たとえ一見宗教的言葉がなかったにせよ、関連条項に宗教性があり、そのために法に宗教性をもたせておいたということが特徴かと思うんです。

ひとまず第一の課題を終えまして、第二の課題として実際弾圧にタッチしたゲシュタポないしは政治警察や日本の

特高が新宗教に対しどういう考え方を持っていたのか。つまり彼らの新宗教に坎するイデオロギ―は何んであったのか、このことをとりあげてみたいと思います。まず共通点を申し上げますと、第一に自己の中心的な理念というものを最優先するということです。おわかりかと思いますが、ナチズムの場合には、福音の社会を民族共同体に優先させようとする考え方はそもそもそまちがっているとはつきり述べております。日本の場合についてみますと、国体の尊厳を無視するとか、固有の神祇を軽ろんじるとか、歴史的伝統を無視するとか、というような表現でもって、自分たちの理念、国家神道の理念を最高において、それに対して反するようなことがあった場合には、徹底的に弾圧の対象にするということをおります。そうした観点に立って国家神道以外は、必ず神道の理念と矛盾するものであるんじゃないかと考えています。その具体的な理由としては、宗教で自己の神あるいは仏を最高に言わないものはないからというようなことを私に話しておりましたけど、これは新宗教のみではなく、宗教の本質をついた明確な見解ではないかと思う訳です。そうした見方から、日本の特高は、神道以外はすべて、新宗教を含め既成の仏教ですら警戒の目を向けておった訳です。それから第二番めのことなんですが、自己の中心的人物を最優先することです。ナチズムの場合、ヒットラーに対して誓いをする訳です。国防軍に入るとか親衛隊に入るとか、そういう場合の誓い、あるいは公の場合右手をあげる、ドイチェグルヌスをやる訳です。こういうものを拒否するものに対しては弾圧していかうと考えています。日本ファシズムの場合はご存知のように天皇に対して不敬にあたること、たとえば最敬礼の拒否や批判的なことを言うのはいかんと、とくに後者に関しては真宗の場合も日蓮宗の場合においてもこのことは指摘されている訳です。第三番めに自己の非宗教的な政治政策を優先させていくことがあげられるのではないかと思うのです。ナチズムでも日本ファシズムでも戦争を遂行していく訳ですが、ドイツのゼクテでは、防衛義務を拒否する動きが出てきています。こういうものに対してナチズムは弾圧をする。日本ファシズムの場合にはキリスト教

について言っておりますが、平和主義を標榜して現実の戦争政策を批判、攻撃することがあると、これに注意しなければならぬとされています。たとえば、灯台社の一部は、徹底した反戦ということで弾圧されています。第四番目に国際主義もしくは国際的結合というものを否定したということです。ナチズムの場合には多くのゼクテが、日本の新宗教と違ひまして外国に本部を置いたキリスト教の流れを受けており、キリスト教を名のるゼクテもあつた訳ですが、これらは、ユダヤ人とフリーメイソンと国際的交流をし、その影響を受けることが危険である。それで弾圧していかなくてはいかんということをおっしゃいます。日本ファシズムの場合には、仏教について次のように言っております。インドまたはシナの民族的信念をそのまま移入し我國民的信念にもとる言説を弁ずる。こういうことはいけぬことだということだ。弾圧の一つの契機に考えていたのです。たとえば密教系の真言宗、天台宗などがあげられています。第五番めに考えられることは、健康祈願を否定していることです。病氣癒しのために祈禱をすること、これはいかんと、これは日本の場合には医療妨害をなすとされる。ナチズムの場合は民族の健康を害するという名目をたてるのです。それから第六番めですが、金銭の搾取と民族の衆愚化はナチズムではアウスボイテュライとフォルクスフエアドゥムングという言葉で言いあらわされていますが、ドイツのゼクテにも日本の大本教と同じように霊媒(シャマン)だとかそういうものを使わせたことがあります。たとえばヴァイセンベルクゼクテですが、これは神の代表者と僭称し、ヒットラーをドイツ民族の総統に選んだと述べ、ドイツ民族を侮辱し、また信者の要望に答えて祈願料をとり個人的利益とその獲得のために専念していたことだから、これはいかんとされています。日本ファシズムは、「盲信を利用して金品を搾取している」と云い、ナチズムと同じようなことを考えている訳です。これには権力の宗教に対する侮蔑観や宗教の独自の動きに対する警戒心がみられます。第七番にふれますと、マルキシズムの次に、新宗教を危険視していたことです。日本の場合は、共産主義者を弾圧するために、治安維持法をつくり、これでマルキストの弾圧をほと

んどし終えたのちに、この法で大本教などの新宗教の弾圧をしています。ナチズムの場合も、弾圧の対象としてまずマルキストをあげています。次にユダヤ人——これはドイツの特別の事情がありますが——その次に新宗教者となっています。

最後に相違点をあげます。第一番めはフリーメイソンだとかあるいはまたユダヤ人を否定するというようなことがナチズムの場合にはありますが、日本の場合には、はっきりそういうことは出していません。これはやはりヨーロッパにおけるナチズムの歴史、それとアジアにおける日本のそのあり方との違いといったものに基づくのではないかと思ふのです。第二番めには、官職を拒否すること。ドイツでは、国家権力の機構の中に入りたくないんだということ、特に官史をやめるといふケースが出てきている訳です。こういうことは許しがたいことであるということがあります。日本にはこれがない訳です。これはやはりセクテもしくは新宗教の世俗拒否の強さ弱さの問題に関係するのではないかと思ひます。次に第三番めに軍事産業を拒否することに対してもナチズムでは警戒するといふことがあるんです。これも日本の新宗教がゲマインシャフトリッヒな宗教集団であるといふことと、ヨーロッパのセクテがゲゼルシャフトリッヒなそれであるといふた違いがあるうかと思ふんです。第四番めに人種理論を拒否することはいかんといふことをナチズムはあげています。日本にはこれは欠けています。これを、私は、本質的な違い、相違点としてあげなくてもよいと思つていふのですが、と申しますのは、ナチズムの場合は日本民族Ⅱ大和民族の神聖なシンボルの天皇の代わりに、ゲルマン人種の優秀性を中心的シンボルにおいていますので、これを除いたらよいと思ふのですけれど、一応日本の特高は、日本民族の生物学的な「人種」尊重を謳つていないのであげるときます。

これまで申しあげましたことは主に文献に掲げられていることから、類似点、相違点を申し上げた訳ですが、私の客観点な一つの視点からしますと、次のようなことがいえるのではないかと思ふのです。確かに歴史的特殊事情、イ

デオロギーなどの相違があること、あるいは、世俗拒否の内容だとか強さといったような、日本とドイツの新宗教やセクテの性格に基づく違い、こうした相違があると思うのですが、共通して言えることは、一つは、権力が宗教は独自の価値を主張し、権力の政策やデオロギーと矛盾するようになること、したがって二つは、マルキシズムに次で新宗教やセクテを敵対視したこと、三つは、健康祈願の否定だとか、あるいはまた金銭搾取の否定ということは、一種の国家功利主義、つまり国家権力が、民衆の活動を一元的に統合化していくための手段として考える観点に基づいている訳です。云いかえると、権力の考える手段のわくからはずれて民衆が独自に好き勝手にお金をもうけたりまた健康祈願などやっているとすることはおよそ国家権力の功利主義的な立場から問題があるというような考え方、こういうことがともかく共通してあるのではないかと思う訳であります。

以上長々とお話ししましたけれど、ドイツの国家治安省、ゲシュタポの資料を読むだけでかなり時間もかかりますし、また日本のファシズムのいろんな資料を読むことだけでもかなりかかった訳ですけれど、ともかく少し比較をしないと学問にならないのじゃないかということから、今日はこんなに大それた報告をさせていただきました。どうもありがとうございます。